

# ながぬま



大豆収穫作業

— 23区 出口 忠雄さん —



# 農協法公布記念日にあたって



北海道農業協同組合中央会

代表理事会長 小野寺 俊 幸

昭和22年11月19日に農業協同組合法（農協法）が公布され、今年で74年を迎えました。戦後の食糧不足の混乱期に、農業者の協同組織の発達を通じ、「農業生産力の増進」と「農業者の経済的社会的地位の向上」を図り、国民経済の発展に寄与することを目的として、農協法が制定され、農協が設立されました。

農協は「農業者による農業者のための組織」であり、協同組合原則に掲げる「自主・自立」「民主的運営」の基本に立ち、相互扶助の精神のもと、幾多の困難な状況を乗り越え、組合員の皆様の営農と生活の安定並びにより良い地域社会の実現を目指し、今日に至っております。

昨年より、新型コロナウイルスという今まで経験したことのないウイルスが世界的に感染拡大しており、このウイルスは、社会・経済の環境変化にも大きな影響を与えております。

農業分野においても農畜産物の深刻な需要の減少、東京一極集中の是正などの地方への関心の高まり、SDGsへの貢献、地球温暖化による気候変動への対応として「2050カーボンニュートラルへの挑戦」の具体化（みどりの食料システム戦略の策定）など取り巻く環境の大きな変化も加速

しております。かかる状況のもと、先般、3年に1度のJA北海道大会を開催し、【北海道550万人と共に創る「力強い農業」と「豊かな魅力ある地域社会」】が決議されたところであります。

組合員・JA・連合会・中央会が各々の役割を再認識するとともに、JAグループ北海道が一体となって、しっかりと対話を行い、経営基盤を強化していくことが大会の基本目標であり、着実に実践していくことが社会からの要請に込めることにもなります。

最後になりますが、JAグループ北海道は、協同組合の理念と精神を事業の拠り所とし、今後とも組合員の皆様が夢と希望を持つて営農と生活が続けられる環境を整えること、地域農業とJAの発展に全力でサポートすることをお誓い申し上げます。農協法公布記念日にあたってのメッセージといたします。

## 学校給食農産物贈呈式

10月5日、長沼町役場町長室において、学校給食用の新米ななつぼし500kg、新玉葱100kg、新じゃがいも100kgの贈呈式が行われました。

成田組合長から齋藤町長へ、日頃より農業に対するご支援・ご協力に対する感謝と、農産物の生育や集荷状況についてご説明し、「本年も、安全で美味しい米、玉ねぎ、じゃがいもが生産されたので、学校給食を通じて児童や生徒の皆様に地場産食材をたくさん食べていただきたい」と言葉を送呈されました。

齋藤町長より「天候の偏りによって大変ご苦労された年となりました。生産者のご努力に心から敬意を表します。学校給食では年間通じ、約40%の長沼産農産物を使わせていただいております。小麦もパンやラーメン、うどんなどで提供されています。毎日900食に長沼産の農産物が使用されており、地元産食材使用率は全道でもトップクラスとなっています。引き続き、長沼町の教育振興にご協



力と農業発展をご祈念申し上げます」と謝辞をいただきました。

## 販売部 令和3年産大豆受入開始

10月18日、令和3年産大豆受入を開始しました。本年は天候の偏りに生育も個人差がありましたが良品質な大豆が受入されています。



## 麦・大豆生産流通協議会 NHK取材（長沼町大豆の取組み）

10月7日、長沼町大豆の取組みについてNHKより取材を受けました。麦・大豆生産流通協議会の柴田会長は、長沼町で長沼町大豆の栽培に対する取組みや大豆栽培に組んだ経緯を話しました。メディアを通じて高品質・安全・安心な長沼産大豆のPRを行いました。





## 令和3年度 第2回農業用廃プラスチックの回収について

農業用廃プラスチックの処理は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」において、産業廃棄物に指定されており、その処理は農業者自らの責任において適正に処理することが義務付けられています。

### 1. 受入日程 令和3年11月24日(水)～26日(金)

|    | ビニール類      | プラスチック類    |        |
|----|------------|------------|--------|
|    | 24日(水)     | 25日(木)     | 26日(金) |
| 午前 | 17区～31区・市街 | 25区～31区・市街 | 9区～16区 |
| 午後 | 1区～16区     | 17区～24区    | 1区～8区  |

### 2. 受入場所・時間 麦バラ調整施設構内(トラック1台毎に回収前と回収後に計2回計量)

- ビニール類▶9:00～12:00・13:00～15:00
- プラスチック類▶9:00～12:00・13:00～15:00

### 3. 回収物

|             |                                                                       |
|-------------|-----------------------------------------------------------------------|
| 農業用廃ビニール類   | 農ビ・農ポリ・肥料袋・ラップ・マルチ・灌水チューブ<br>※ <u>上記以外の物は受入できませんので充分注意願います</u>        |
| 農業用廃プラスチック類 | ※ <u>フレコン</u> ・農薬容器(洗浄済み)・ネット類・糸入りホース<br>ブルーシート・点滴チューブ・その他農業用廃プラスチック類 |
| 回収できない物     | ゴム製品・ビン・金属類・ダンボール・木屑・一般家庭ゴミ<br>発泡スチロール・FRP(繊維強化プラスチック)・※ <u>苗箱</u>    |

### 4. 処理代金

|             |              |
|-------------|--------------|
| 農業用廃ビニール類   | 24円/kg(消費税別) |
| 農業用廃プラスチック類 | 36円/kg(消費税別) |

※取引口座(クミカンまたは普通貯金)で支払いいただきます。

### 5. 助成金

- 長沼町より5円/kg以内の助成金が支給されます。(JAも長沼町と同額を助成。)
- 助成金の支払いは、2回目の回収が終了し、年間処理量が確定した後(12月頃)となります。

### 6. その他

- 経路におきましては、経路図をご確認のうえご走行をお願いいたします。
- ※積雪時は事故防止のため、タイヤチェーンなどの滑り止め装置やスタッドレスタイヤなどの雪道用タイヤの装着をお願いします。
- ※運搬中は、路上への落下防止にご協力をお願いします。

## ～回収時注意点～

- ・フレコン袋は「廃プラスチック類回収日」となります。フレコン袋に農ビ・廃プラを袋代わりに入れて搬入する場合は、受入時にフレコン袋を確認し、回収出来ないものや農ビと廃プラが混入などしていた場合は受入出来ません。
- ・農ビ(PO除く)は、降ろす場所が異なる為、分別して車両に積載してください。
- ・塩ビパイプなど長さがあるものは、1m以内で切断してください。
- ・農薬の容器類は必ず水洗いしてください。透明なビニール袋(穀殻用ポリ袋など)に入れ、マジックで氏名を記入してください。
- ・ラップ類に牧草など付着している場合は回収できません。

お問い合わせ先 : ながめま農協 営農部 営農企画課 TEL 88-2226



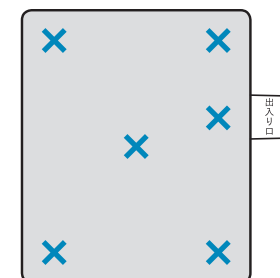
10月11日、種子ばれいしょの共選作業が始まりました。本年度の作付面積は約35haで生産者18戸が植物防疫検査に合格した健全な種子ばれいしょを全国に出荷しています。



## 販売部 種子ばれいしょ 共選開始

土壌採取に関するお問い合わせまたは提出先は販売部園芸蔬菜課(88-2228)までお願いします

- ・採取土壌は、ほ場の四隅、中央及び出入りの6か所(×印の付近)から深さ10cmほど穴を掘り合計で1kg程度まで採取してください。
- ・簡単なほ場図(共済の図面等)を同時に提出してください。



長沼町ジャガイモシストセンチュウ対策協議会では、ジャガイモシストセンチュウ蔓延防止のため土壌検診を実施しております。ジャガイモシストセンチュウは根に寄生し養分を吸収するため密度が高くなると収穫量が減少し、大きな打撃を受けます。対策協議会ではジャガイモシストセンチュウの早期発見・蔓延防止のため、馬鈴しょ植付ほ場の土壌自主検診を実施しますので、左図を参考に土壌を採取し提出するようお願いいたします。

## 馬鈴しょ植付ほ場(販売用・自家用)の土壌自主検診について



の視察に農水省やJA全中・全農、生産者ほか関係機関など全国から約200人が参加。本年度の組合員は89戸、生産面積は480ha、全体で5200トンの集荷を見込んでいます。

## 北海道子実コーン組合 収穫実演会

10月12日、北海道子実コーン組合主催の収穫実演会が25区柳原孝二氏ほ場で開催されました。





JAながめま

金利上乗せ

冬の貯金

キャンペーン

2021

期間

2021 11月1日

→

2021 12月30日

定期貯金

新規お預入のみ

キャンペーン対象要件

対象者 個人

- 預入金額 新規お預入れ 10 万円以上
- 預入方式 自動継続（満期日以降の利率は、満期日現在の店頭金利で継続書替となります）
- 中途解約について 当 JA 所定の中途解約利率が適用されます。

預入期間1年

適用金利

0.006%

預入期間3年

適用金利

0.01%

定期積金

積立期間1年以上5年以内

キャンペーン対象要件

対象者 個人

- 掛込金額 契約額 12 万円以上
- 掛込方式 口座振替
- 中途解約について 当 JA 所定の中途解約利率が適用されます。

適用金利

0.01%

キャンペーン対象条件

- 原則、現金または普通貯金からの書替とさせていただきます。
- 店頭にて「商品概要説明書」をご用意しています。
- 書替継続の場合は10万円以上の増額で0.004%
- 新規の方は、本人確認書類（運転免許証等）をご持参下さい。
- 満期日以降の利率は、満期日現在の店頭表示金利での継続書替となります。
- お利息には、20.315%の税金がかかります。（丸上げは致しません）

JAバンク

ながめま農業協同組合

本 所 ☎88-2224

北長沼支所 ☎89-2031

| 業務時間変更のお知らせ |                     |         |                                       |                                                                                                                                                        | (11月～3月)                                          |                                   |  |
|-------------|---------------------|---------|---------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------|-----------------------------------|--|
| 部 門 ・ 部 署   |                     |         | 平 日                                   | 土曜日                                                                                                                                                    | 日・祝日                                              |                                   |  |
| ながめま農業協     | 一 般 業 務             | 本 所     | 9:00～17:00                            | 休 業<br><br>※ 緊急時の連絡先は下記番号へお願いします<br><br>キャッシュカード盗難・紛失等<br>☎0120-944-904<br><br>自動車事故受付サポートセンター<br>☎0120-258-931<br><br>レッカー移動・故障時応急対応<br>☎0120-063-931 |                                                   |                                   |  |
|             |                     | 北長沼支所   | 9:00～16:30                            |                                                                                                                                                        |                                                   |                                   |  |
|             |                     | 舞鶴事業所   | 9:00～16:30                            |                                                                                                                                                        |                                                   |                                   |  |
|             | 貯 金 ・ 融 資<br>(窓口業務) | 本 所     | 9:00～15:30                            |                                                                                                                                                        |                                                   |                                   |  |
|             |                     | 北長沼支所   | 9:00～15:30                            |                                                                                                                                                        |                                                   |                                   |  |
|             | 現金自動支払機<br>(ATM)    | 本 所     | 9:00～18:00                            | 9:00～16:00                                                                                                                                             | 休 業                                               |                                   |  |
|             |                     | 北長沼支所   | 9:00～16:00                            | 休 業                                                                                                                                                    |                                                   |                                   |  |
|             |                     | 舞鶴事業所   | 9:30～16:00                            |                                                                                                                                                        |                                                   |                                   |  |
|             | 資 材 セ ン タ ー         | 本 所     | 9:00～16:30                            | 11月 日直対応<br>9:00～12:00                                                                                                                                 | 休 業                                               |                                   |  |
|             |                     |         |                                       | 12月以降 休業                                                                                                                                               |                                                   |                                   |  |
| F A M O 長 沼 | 機 械 セ ン タ ー         |         | 11月～2月<br>9:00～17:00<br>3月 8:00～17:00 | 日直対応<br>9:00～17:00                                                                                                                                     | 11月は日直対応<br>9:00～17:00<br>12月～3月は休業               |                                   |  |
|             | 燃 料 セ ン タ ー         | 事 務 所   | 9:00～17:00                            | 17時まで日直対応<br>9:00～12:00                                                                                                                                | 日直対応<br>9:00～17:00                                |                                   |  |
|             | ホクレン給油所             | 長沼給油所   | 8:00～18:00                            | 8:00～17:00                                                                                                                                             | 第1・第3・第5日曜日は休業<br>第2・第4日曜日・祝日は<br>日直対応 9:00～17:00 |                                   |  |
|             |                     | 北長沼給油所  | 8:00～18:00                            | 休 業                                                                                                                                                    | 休 業                                               |                                   |  |
|             |                     | 舞鶴給油所   | 9:00～16:30                            | 休 業                                                                                                                                                    | 休 業                                               |                                   |  |
|             | A コ ー プ 店 舗         | 長 沼 店   | 10:00～18:30                           |                                                                                                                                                        |                                                   | 10:00～18:00<br>定休日は店頭で<br>お知らせします |  |
|             | A コ ー プ 店 舗         | 北 長 沼 店 | 9:00～17:30                            | 休 業                                                                                                                                                    | 休 業                                               |                                   |  |



## 食品衛生申請等システムの利用方法

### Step 1 食品等事業者情報登録（初回のみ）

以下の順番で情報を入力し、食品等事業者のアカウントを登録し、IDとパスワードを入手します。

- ① 表面に記載のURL又はQRコードから食品衛生申請等システムにアクセス※1
- ② G BizID※2の作成又はアカウント作成を選択
- ③ 必要情報を入力し、登録

※1 PCによるアクセスをお勧めしています。  
（スマートフォンの場合は、右の画面が出ますので、PC画面が確認できるようにスマートフォン用表示をデスクトップ用表示に切り替えてください。下の例示を参照ください。）

※2 G BizIDは、1つのID・パスワードで様々な行政サービスにログインできるサービスです。当該IDの取得を優先してください。

スマートフォンでPC画面切り替え方法（例示）

○iPhone (Safari) の場合

ツールバーのAボタンをタップし、「デスクトップ用Webサイトを表示」をタップするとPC用ページが表示されます。

○Android (Chrome) の場合

Chrome から目的のページを開き、右上にある三本線のボタン[メニュー]ボタンをタップします。「PC版サイトを見る」で切り替えます。

### Step 2 各種申請（届出）の手続方法

- ① ログインIDとパスワードを入力し、ログイン  
※表面に記載のURL又はQRコードからアクセス

- ② 申請したい項目（届出）を選択

- ③ 営業施設情報を入力

- ④ 申請（届出）

※ 届出の内容について、管轄の自治体から問い合わせがあることがあります。

【システムに関するお問い合わせ】

厚生労働省のホームページにヘルプデスクの案内を記載していますので、そちらにお問い合わせください。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryou/shokuhin/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/shokuhin/index.html)



農産加工品を製造する皆さまへ

令和3年6月1日から

**営業届出が必要**になる場合があります！

平成30年の食品衛生法改正により、「許可営業」及び「届出対象外営業」に該当しない営業を営む営業者は、一部の届出対象外の営業者を除き、管轄の保健所に「営業届出」をする必要があります※。届出制度の開始は令和3年6月1日からです。

営業届出には、届出者の氏名、営業施設の所在地、営業の形態、主として取り扱う食品、食品衛生責任者の氏名など所定の事項を記載してください。

※許可営業を営む営業者が届出営業も営む場合は、営業許可の申請の他に営業届出も行う必要があります。

| 営業の種別                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |                                                                                                                                                                                                                                                                                   |                                                                                                                                                                  |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 許可                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 届出                                                                                                                                                                                                                                                                                | 届出対象外                                                                                                                                                            |
| <b>食品衛生法施行令第35条に規定される32業種</b><br>1 飲食店営業<br>2 調理の機能を有する自動販売機<br>3 食肉販売業<br>4 魚介類販売業<br>5 魚介類吸り売り営業<br>6 集乳業<br>7 乳処理業<br>8 特別牛乳搾取処理業<br>9 食肉処理業<br>10 食品の放射線照射業<br>11 菓子製造業<br>12 アイスクリーム類製造業<br>13 乳製品製造業<br>14 清涼飲料水製造業<br>15 食肉製品製造業<br>16 水産製品製造業<br>17 氷雪製造業<br>18 液卵製造業<br>19 食用油脂製造業<br>20 みそ又はしょうゆ製造業<br>21 酒類製造業<br>22 豆類製造業<br>23 納豆製造業<br>24 糖類製造業<br>25 そうざい製造業<br>26 複合型そうざい製造業<br>27 冷凍食品製造業<br>28 複合型冷凍食品製造業<br>29 漬物製造業<br>30 密封包装食品製造業<br>31 食品の小分け業<br>32 添加物製造業 | <b>許可営業 及び 届出対象外営業</b><br>に該当しない営業者は、<br><b>管轄の保健所に営業届出をする必要があります。</b><br>営業届出は、<br><b>食品衛生申請等システムを用いて、オンライン上で提出することができます！</b><br><b>詳細は裏面へ</b><br>【食品衛生申請等システム】<br><a href="https://ifas.mhlw.go.jp/faspte/page/login.jsp">https://ifas.mhlw.go.jp/faspte/page/login.jsp</a><br> | ◆ 食品又は添加物の輸入業<br>◆ 食品又は添加物の貯蔵又は運搬のみをする営業（ただし、冷凍・冷蔵倉庫業は除く。）<br>◆ 常温で長期間保存しても腐敗、変敗その他品質の劣化による食品衛生上の危害の発生のおそれがない包装食品の販売業<br>◆ 合成樹脂以外の器具容器包装の製造業<br>◆ 器具容器包装の輸入又は販売業 |





新型コロナウイルスの感染拡大防止にご協力をお願いします

# 感染リスクを高めやすい場面に 注意し、対策を徹底しましょう！

## 感染リスクを高めやすい場面

マスクなし × 換気が悪い × 人と人との距離が近い × 長時間滞在

### 1 飲酒を伴う場面



お酒が進んで感染防止のガードが下がってしまう

### 2 仕事後や休憩時間



ホッとして、マスクを外して会話してしまう

### 3 集団生活



常に行動を共にしているため広がりやすい

### 4 激しい呼吸を伴う運動



換気の悪い閉鎖空間ではウイルスが滞留しやすい

### 5 屋外での活動の前後



車での移動や食事中などに三密が生じやすい



■北海道新型コロナウイルス感染症健康相談センター  
0120-501-507 (フリーダイヤル)  
※札幌市・旭川市・函館市・小樽市にお住まいの方は、各市の保健所へお電話ください。

# ！ 感染症対策 へのご協力をお願いします

新型コロナウイルスを含む感染症対策の基本は、「手洗い」や「マスクの着用を含む咳エチケット」です。

## ① 手洗い

### 正しい手の洗い方

手洗いのポイント  
・爪は短く切っておきましょう  
・時計や指輪は外しておきましょう



1 流水でよく手をぬらした後、石けんをつけ、手のひらをよくこすります。



2 手の甲をのばすようにこすります。



3 指先・爪の間を念入りにこすります。



4 指の間を洗います。



5 親指と手のひらをねじり洗います。



6 手首も忘れずに洗います。

石けんで洗い終わったら、十分に水で流し、清潔なタオルやペーパータオルでよく拭き取って乾かします。

## ② 咳エチケット

### 3つの咳エチケット

電車や職場、学校など人が集まるところでやろう



何もせずに咳やくしゃみをする



咳やくしゃみを手でおさえる



マスクを着用する(口・鼻を覆う)



ティッシュ・ハンカチで口・鼻を覆う



袖で口・鼻を覆う

### 正しいマスクの着用



1 鼻と口の両方を確実に覆う



2 ゴムひもを耳にかける



3 隙間がないよう鼻まで覆う





相続  
対策に!

# 一時資金活用 プランのご案内

相続対策+万一保障

一時払終身共済 (平28.10)

ご契約例

男性・女性 60歳加入 一時払共済掛金 500万円

- 1 死亡共済金を相続対策にご活用いただけます。※1
- 2 一生にわたって、お亡くなりになった時の保障が確保できます。
- 3 医師による診査は必要なく、簡単な告知でお申込みいただけます。



※1 相続人が受け取った死亡共済金には相続税の非課税枠が設けられており、相続税額を軽減できる場合があります。被相続人の死亡によって取得した共済金等で、その税金を被相続人が負担していたものが、相続税の課税対象になります。(令和3年1月末現在の法令等に基づきます。)

◆ご解約される場合、お支払いするお祝い金の額はお払込みいただいた一時払共済掛金の額が限度になります。

また、早期にご解約される場合、お払込みいただいた一時払共済掛金の額を下回る場合があります。

◆金利変動等によりお支払いできない場合や、お払込みいただく共済掛金またはお受取りになれる死亡共済金の額が変わる場合があります。

相続対策+介護保障

一時払介護共済

ご契約例

男性・女性 60歳加入 一時払共済掛金 500万円

- 1 死亡給付金※1を相続対策にご活用いただけます。※2
- 2 一生にわたる介護保障で、不安の高まる高齢期も安心です。
- 3 公的介護保険制度に連動したわかりやすい保障です。

次の①または②のいずれかの場合に、介護共済金をお受取りいただけます。

①公的介護保険制度に定める要介護2～5に認定されたとき\*

②所定の重度要介護状態になったとき\*

(JA共済独自基準)

\*責任開始時刻以後に生じた病気またはケガによる場合に限りです。



※1 上記①または②の介護状態にならず、被介護者様がお亡くなりになった場合には、死亡給付金(一時払共済掛金の額)をお受取りいただけます。

※2 相続人が受け取った死亡給付金には相続税の非課税枠が設けられており、相続税額を軽減できる場合があります。被相続人の死亡によって取得した共済金等で、その税金を被相続人が負担していたものが、相続税の課税対象になります。(令和3年1月末現在の法令等に基づきます。)

◆介護共済金をお支払いした場合にはご契約は消滅します。死亡給付金をお受け取りになった場合は、相続税の非課税枠を活用した相続対策はできません。

◆ご解約される場合、お支払いするお祝い金の額はお払込みいただいた一時払共済掛金の額が限度になります。

また、早期にご解約される場合、お払込みいただいた一時払共済掛金の額を下回る場合があります。

◆上記①または②の介護状態になり、介護共済金のご請求時に被介護者様がお亡くなりになった場合は、死亡給付金(一時払共済掛金の額)をお受取りになります。

◆金利変動等によりお支払いできない場合や、お払込みいただく共済掛金またはお受取りになれる介護共済金の額が変わる場合があります。

※この資料は概要を説明したものです。詳細につきましては「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」および「ご契約のしおり・約款」により必ずご確認ください。【21010504046】

JA共済

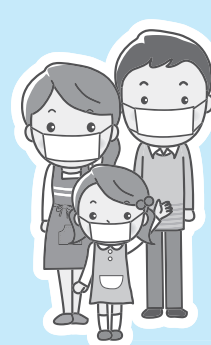
もう他人事じゃない!!

コロナに負けない!

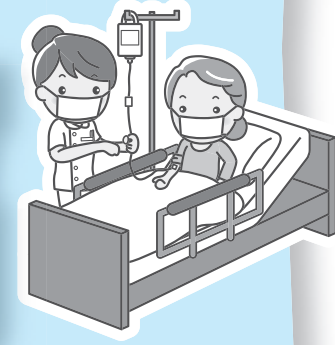
JAの医療共済にご加入いただくと、

## 新型コロナウイルスで 入院・自宅療養・ホテル療養された場合

※記載の取扱いについては、令和3年4月現在のものです。今後、この取扱いを変更する場合もありますので、ご了承ください。



# 20万円



## お支払いします!

ご契約例 30才男性/共済金額 20万円/共済契約の型 1回型/共済期間 10年更新/月払い(口座振替扱い) [令和3年4月現在] の場合..... 共済掛金 1,156円/月

一生 生涯 保障や先進医療保障などライフプランにあわせて自由に設計できます。

| 共済契約の型 | 治療共済金 (一時金) ※4 | 手術・放射線 治療保障 | 入院諸費用 保障(日額) ※5 | 先進医療保障 | 共済期間  |
|--------|----------------|-------------|-----------------|--------|-------|
| 1回型    | 10万円           | なし          | なし              | なし     | 10年更新 |
| 4回型    | 20万円           | あり          | 5,000円          | あり     | 80歳満了 |
| 7回型    | 30万円           | あり          | 10,000円         | あり     | 終身    |

※4 1か年の間に最低5万円から最高30万円(年齢や死亡保障金額によって異なります)まで1万円単位でご契約いただけます。

※5 1か年の間に最低3,000円から最高10,000円(年齢や死亡保障金額によって異なります)まで500円単位でご契約いただけます。

入院のとき 治療共済金  
入院の日数が 1日に達したら、※1 **20万円**  
治療共済金の通算支払限度回数は100回となります。※2  
日帰り入院から保障 ※3

他に先進医療保障のある共済にご契約いただいている場合、重複して先進医療保障のある共済契約にご加入いただくことはできません。

この共済には、解約時の返れい金はありません。

◎先進医療として認定されている医療技術の内容・技術数は、毎月更新されます。先進医療を実施している医療機関の一覧は厚生労働省のホームページで紹介されています。  
<https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryu/kikan02.html>  
この資料は概要を説明したものです。ご検討にあたっては、「重要事項説明書(契約概要)」を必ずご覧ください。また、ご契約の際には、「重要事項説明書(注意喚起情報)」および「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

多くのお問い合わせをいただいておりますので、事前にお近くのJAの各支所・支店へご予約のうえ、ご来店をお願いいたします。

※1 お支払いの対象となる最初の入院の退院日の翌日以後60日以内に再度入院された場合は、入院の原因にかかわらず、これらの入院を1回の入院とみなします。

※2 通算支払限度回数に到達した場合、ご契約は消滅します。

※3 日帰り入院は、入院基本料の支払いの有無などにより判断されます。

21010505018



# 現在の水際対策の状況及び在留資格上の 特例措置（技能実習・特定技能）

令和3年9月30日

【執筆者】  
弁護士 杉田 昌平



## 【略歴】

- ・弁護士（2011年東京弁護士会登録、入管取次弁護士（2013年～））
- ・社会保険労務士（2017年～）
- ・第一種衛生管理者（2020年～）
- ・日本弁護士連合会中小企業海外展開支援担当弁護士（2018年～）
- ・弁護士法人 Global HR Strategy 代表社員
- ・センチュリー法律事務所パートナー



## 第1 はじめに

令和3年9月30日に、北海道を含めた地域に発出されていた緊急事態宣言は解除される見込みとなった。緊急事態宣言の解除は、新型コロナウイルス感染症による感染者が減少し、事態が改善したことの表れであるといえる。しかし、国際的な人の往来という観点で見るとき、新型コロナウイルス感染症の影響はいまだ続いた状態にあり、外国人材の受入れにおいては検討しなくてはならない論点が複数あるのが現状である。

そこで、外国人材の受け入れに関して、現在の状況を整理し、対策を検討することとしたい。

## JAからのお役立ち情報

### ◎共済を活用する3つのメリット

＜お問い合わせ先＞

JAながめま 共済課  
TEL (0123) 8 8 - 2 2 2 5

活用ポイント  
1

死亡共済金等の非課税枠の活用

## 相続税の節税対策に

生命共済の死亡共済金等には、相続税の非課税枠が設けられているため、現金で財産をのこすより、相続税額を軽減する効果があります。

相続人が受け取った場合の死亡共済金等の非課税枠

500万円×法定相続人の数

法定相続人の数が4人（配偶者と子3人）の場合

例えば 500万円×4人=2,000万円

相続税は262万円に 相続税は137万円に

活用ポイント  
2

死亡共済金は遺産分割の対象外

## 受取人指定で「争族」防止に

残されたご家族の相続争い「争族」。この「争族」を防ぐためには「遺言」が一般的に有効ですが、遺言には法律で定められた要件等があり、遺言によりトラブルを防ぐためには、一定の知識が必要です。そんなとき、生命共済を活用するととても便利。死亡共済金受取人をご指定いただくことで、あらかじめ財産をお渡しする方を決めることができます。そのうえ、受取人の固有財産として扱われ、遺産分割の対象にはなりません。

《家庭裁判所における相続関係相争件数》

96,277件 174,494件

平成14年度 平成24年度

約1.8倍に

のこしたい人にのこせる。

遺産分割の対象外。

活用ポイント  
3

スムーズな死亡共済金の受取り

## 相続時の急な出費に

財産を預貯金に入れたまま、お亡くなりになった場合、残されたご家族が思うようにお金を引き出せなくなることがあります。そこで、共済を活用した場合、死亡共済金受取人は、すみやかに死亡共済金を受け取れます。これにより、葬儀費用や生活費、納税資金等、すぐに必要な費用に対応することが可能です。

## ◎令和3年8月 公的介護保険制度改正（補足給付の預貯金要件の見直し）

補足給付の預貯金  
要件の見直し

|                          | R3.7月まで                  | 見直し後(R3.8月～)        |
|--------------------------|--------------------------|---------------------|
| 年金収入等※80万円以下(第2段階)       | 単身 1,000万円<br>夫婦 2,000万円 | 単身 650万円、夫婦 1,650万円 |
| 年金収入等80万円超120万円以下(第3段階①) |                          | 単身 550万円、夫婦 1,550万円 |
| 年金収入等120万円超(第3段階②)       |                          | 単身 500万円、夫婦 1,500万円 |

※年金収入等＝公的年金等収入金額（非課税年金を含みます。）＋その他の合計所得金額

一定の資産（所得や預貯金等）がある場合、介護保険施設の負担額が大きくなるのはご存じですか？

介護保険施設を利用する方の食費・居住費については、助成（補足給付）がありますが、その資産要件について、令和3年8月から見直しされています。（左記を超える資産がある場合は助成を受けられません）

この資産には共済は含まれないため、資産を預貯金等から共済に移すことで、将来の介護施設費用を抑える効果が期待できます。



### 第3 在留資格上の特例措置（技能実習・特定技能）

「技能実習」及び「特定技能」における在留資格の特例措置については、出身国・地域によるが、新型コロナウイルス感染症による帰国困難のための特定活動（6月、就労可）、雇用維持のための特例の特定活動（1年、就労可）等が使用できる状態が続いている。

今後、国際的な人の往来についての制限の緩和がなされ、出入国が通常状態に回復していく過程で、徐々に「帰国困難」状態が解消していくことが見込まれる。この際、法的には、特例の特定活動で在留する外国人について、現在の在留資格の更新が可能かという問題が生じることとなる。これも現時点で確定的な結論があるわけではないが、「帰国困難」の状態が解消した場合は、在留期間の更新が認められず帰国する例も出てくるものと思われる。

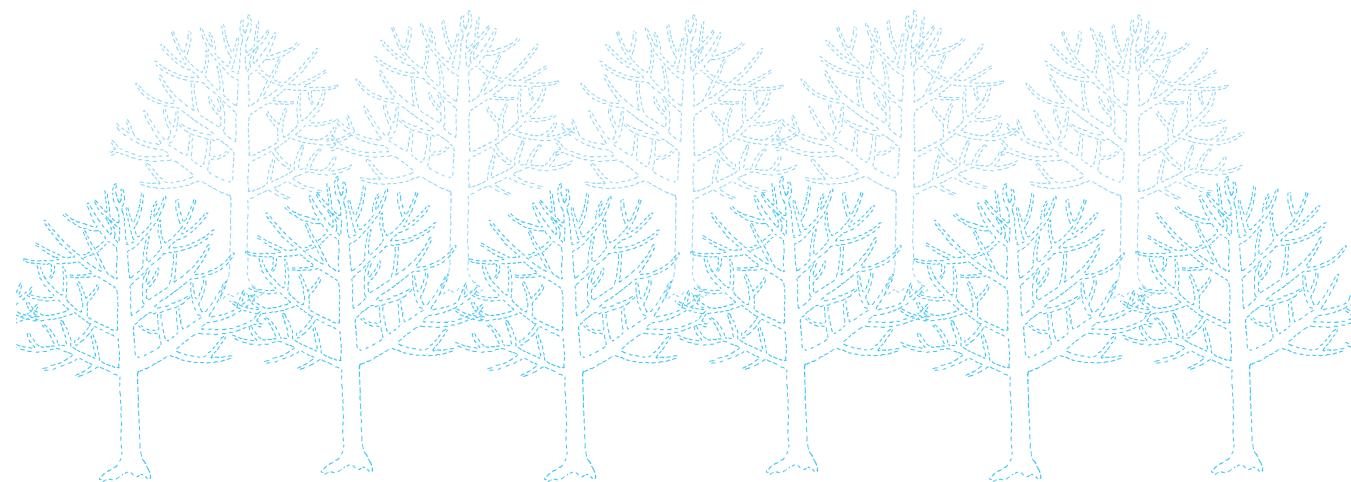
また、出入国が通常状態に回復した場合、帰国が困難であったから在留を継続していた者が進んで帰国することも考えられる。この際、帰国と新たな外国人材の受入れが同時に進めば新たな問題が生じる可能性は少ない。しかし、送出国も新型コロナウイルス感染症の影響で施設を制限して営業していることもあり、出入国が再開してすぐに通常の送り出しが再開できるとは限らない状況にある。そのため、国際的な人の往来についての制限の緩和によって一時的に受け入れより帰国の方が多くなる状態も想定できる。

### 第4 結論に代えて

このように、現時点では、水際対策の状況及び在留資格上の特例措置（技能実習・特定技能）の両方とも流動的な状態にある。特に、ワクチンの接種が進み、国際的な人の往来についての制限の緩和の兆しを感じられつつある状態にある。

このような流動的かつ状況が大きく変化し得る状態であるため、結論として一定の対策を申し上げるのが難しい状態であるが、今後の水際対策の変化に対応できるよう、交流のある送出国との連絡の頻度を高め、変化が生じた際にそれに応じた対応を執ることができるよう、事前に備えることが望ましいといえる。

以上



### 第2 水際対策の状況について

新規に外国人が日本に入国する手続として、令和2年6月18日付「国際的な人の往来再開に向けた段階的措置」（第38回新型コロナウイルス感染症対策本部資料2）及び令和2年7月22日付「国際的な人の往来の再開等」（第41回新型コロナウイルス感染症対策本部資料3）により、ビジネストラック及びレジデンストラックという例外的な入国手続が設けられていた。

しかし、令和3年1月13日付「水際対策強化に係る新たな措置（7）」により、緊急事態宣言が解除されるまで、全ての対象国・地域との間のビジネストラック及びレジデンストラックの運用は停止され、両トラックによる外国人の新規入国は認められなくなった。

この両トラックの運用の停止は現在まで続いており、令和3年1月にレジデンストラックで33,740名、ビジネストラックで951名の新規入国があったのを最後に、資料が公表されている2021年8月末時点まで、両トラックによる外国人の新規の入国は0である（出入国在留管理庁「外国人入国者数及び日本人帰国者数の推移（令和2年8月～令和3年8月）（速報値）」）。

この間、水際対策強化に係る新たな措置は、令和3年9月27日付「水際対策強化に係る新たな措置（18）」までの各措置が発出されている。この間に発出された水際対策強化に係る新たな措置は、主に、変異株に対する対策について定めたものである。本コラム執筆時点で最新の措置は（17）及び（18）である。

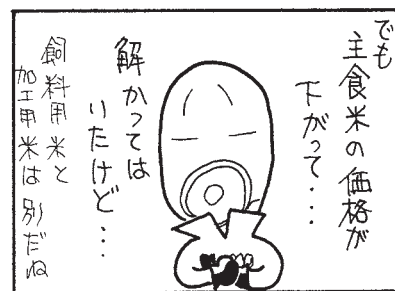
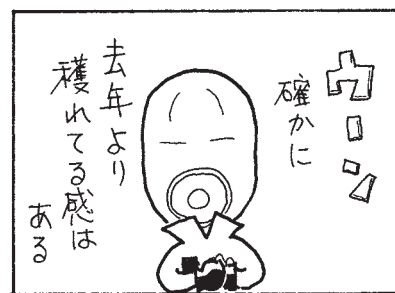
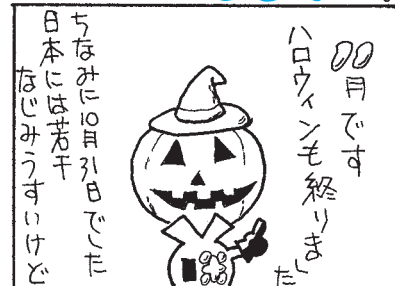
令和3年9月17日付「水際対策強化に係る新たな措置（17）」では、フィリピン等の一部の国・地域からの入国について、検疫所長が指定する宿泊施設での3日間の待機を求めることなどが定められている。

そして、令和3年9月27日付「水際対策強化に係る新たな措置（18）」では、ファイザー、アストラゼネカ、モデルナのワクチンで要件を満たす接種証明書を有する者については、令和3年9月17日付「水際対策強化に係る新たな措置（17）」での措置を緩和することを定めている。また、令和3年9月27日付「水際対策強化に係る新たな措置（18）」ではワクチンの種別だけでなく、有効と認められるワクチン接種証明書発行国・地域も定めており、アジアでは、インドネシア、シンガポール、スリランカ、タイ、ベトナム、香港及びマレーシアとなっている。

もっとも、現時点では、上述のとおり、ビジネストラック及びレジデンストラックは停止された状態が続いており、ワクチンの接種証明書が外国人材の受け入れに直結するわけではない。

令和3年9月28日の管内閣総理大臣記者会見では、国際的な人の往来についての制限の緩和に言及があった。今後、制限が緩和される際には、ワクチン接種証明書が何らかの機能を持つ可能性がある。その際には、受け入れようとする外国人材の送出国について、ワクチンの種別及び有効なワクチン接種証明書の発行国であるかという点については、注意が必要となるものと思われる。

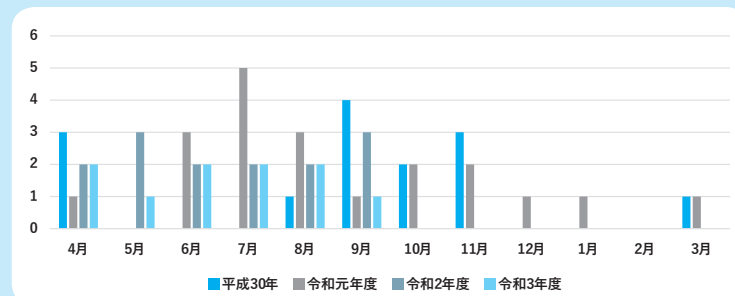




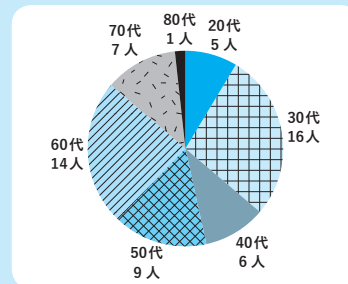
## 農作業事故に注意！

町内では令和3年4月から9月末までに10件の農作業事故が発生しています。また、道内の農作業中の死亡事故が今年4月から9月末までに9件発生し、全てが農業機械によるものです。その内、4件がトラクターの転倒・転落によるものです。農作業は、一瞬の気の緩みが重大な事故を招く危険性があります。収穫作業や選別作業、出荷作業、機械整備など、周囲の安全を確認し安全に作業を進めましょう。また、日没が早まりますので、トラクターなどの移動時は照明を早めに点灯し交通安全等に注意しましょう。

町内の月別農作業事故発生状況



町内の年代別農作業事故数  
(平成30年4月から令和3年9月)



## 資材センターから

## コンバイン刈刃格納研磨のお知らせ

稲刈りが終わったら、来年に備えて刃を研ぎませんか？  
冬の内に丁寧な仕事をして十分錆止めをして保管いたします。

### 《特典》

1. 工賃 **15%** 引き
2. 来年の6月迄お預りします
3. お支払いは来年の7月下旬です
4. 格納研磨の受付期限は12月末日です

### 研磨工賃（税込）

|     | 従来品     | 新型(Wアクション) |
|-----|---------|------------|
| 1条刈 | 2,860円  | —          |
| 2条刈 | 3,410円  | 6,930円     |
| 3条刈 | 5,170円  | 9,790円     |
| 4条刈 | 7,480円  | 11,000円    |
| 5条刈 | 10,890円 | 13,200円    |
| 6条刈 | —       | 16,500円    |

JA ながめま  
●本所 資材センター TEL 88-2407  
●北長沼支所 営農経済係 TEL 89-2034

## 株式会社 FAMO 長沼 通信 11月号

### Food 情報

### Aコープながめま店

### 全国で当地人気商品 続々入荷！

Aコープながめま店では「体にやさしい・おいしい・健康」をテーマに『全国のご当地人気商品』の取扱いをしています。毎週月曜日のAコープちらしでも紹介していますので、是非ご賞味ください。

### 【今月のおすすめ商品】

- 信州・長野特産～久世福商店
- ・青唐辛子味噌(辛いもの好きの方へ)
- ・海苔佃煮バター(パンにも合う一品)
- ・にんにく味噌(香ばしさと旨味)
- 東京～成城石井
- ・コーヒー(アラビカ種の最高級豆)
- ・クラフトコーラ(スパイシーな風味)

### 5日、15日、25日は 「たまご」がお買得

### Motor 情報

### 機械センター

### 今年の根雪は？ 早めの準備で安心・安全

秋の大感謝セールとして「スタッドレスフェア」を開催し、多くの皆様にご成約をいただきありがとうございます。

タイヤ交換は混雑を避けるため、早めのご来店をお待ちしています。また、オイルやバッテリー、ワイパーなどのメンテナンス点検も行っていますので、お気軽に申し出てください。

11月より新たなフロント係を迎え、事務所の配置も変更しています。今まで同様、お客様のニーズに合わせ適切な接客対応をまいりますので、よろしくお願い致します。

### 秋作業の締めくくり 「カットドレン」施工

### Oil 情報

### 燃料センター

### どこまで高騰？ 燃料価格

冬の足音が近づいている中、燃料価格の値上げが止まりません。暖房が必要なこれからの季節。値上げの要因についてまとめてみました。

- ①経済回復によるオイル需要の増加
- ②産油国の追加増産の見送り
- ③円安傾向 など

緊急事態宣言の解除で上向きつつある経済活動。燃料価格の高騰がマイナス要因とならないようにとされています。

ホクレンSSでは、少しでも安価な供給に向け頑張っておりまますので、皆様のご利用をお待ちしています。

### ホクレン灯油の定期配送 随時『受付中』

## 新設資金のご案内

ながめま農協では、効率的かつ安定的な経営体を目指し、意欲と能力を有しながらも自然災害などにより一時的に経営状況の悪化が見込まれる正組合員に対し、経営の維持安定を図ることを目的とした「JA農業経営支援資金」を新設いたしました。

### JA農業経営支援資金

|         |                                                                                          |
|---------|------------------------------------------------------------------------------------------|
| 貸付対象者   | 災害等により農業経営が影響を受けているまたは受けるおそれがある、農業を営む正組合員                                                |
| 資金使途    | 災害等により被害を受けているまたは受けるおそれがある経営の再建に必要な資金                                                    |
| 融資限度額   | 借入可能額の範囲内であり、且つ、債権保全額の範囲内<br>・借入可能額 = (通常年農業粗収入 - 当該年農業粗収入見込)<br>- (通常年農業支出 - 当該年農業支出見込) |
| 融資期間    | 10年以内(うち据置1年以内)                                                                          |
| 貸付金利    | 長期プライムレート同率                                                                              |
| 留意点     | 本資金は、当該年において自然災害による農作物の被害が著しいなど、農家経済に及ぼす影響が大であると代表理事組長が認めた場合、ご利用が可能となります                 |
| お問い合わせ先 | 金融部 融資課 TEL 0123-88-2224                                                                 |



## 理事会報告 - 第11回 -

《令和3年10月20日開催》

### [議案]

- 第1号 第2四半期自治監査講評について
- 第2号 組合と理事との契約承認について
- 第3号 「JA農業経営資金」の創設について
- 第4号 令和3年度地区懇談会の開催日程について
- 第5号 令和3年7月期ディスクロージャー誌(半期開示)の縦覧について
- 第6号 労働保険事務処理規程の一部変更について
- 第7号 組合員の資格変更について
- 第8号 固定資産の取得について(令和4年度事業)

### [報告事項]

1. 会議行事報告について
2. 組合員の加入及び脱退の状況について
3. 利益相反取引の実行報告について
4. 主要農産物の生育状況について
5. 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業の実施申請について
6. 令和3年産米受入れ状況について
7. 令和3年産小麦調製結果について
8. 野菜・花き共選等の状況について
9. 経営定期点検実施報告について(8・9月)
10. 不祥事再発防止対策の取組みについて(8・9月)
11. 内部監査報告について(個人情報保護及び情報セキュリティ(全部署)、子会社、金融部)
12. 令和3年度 経営監査報告について
13. JA北海道大会の開催について
14. その他

以上、すべての議案について審議し原案通り承認されました。

### 今月の組合員数 (前月比)

組合員 1,587名(-7)  
正組合員 813名(-15)  
准組合員 774名(+8)  
正組合員戸数 644戸(-14)

## 農協の動き 9/8~10/20

### 9月

|          |                       |                  |
|----------|-----------------------|------------------|
| 8日       | 避難訓練                  | 於 本所・資材センター・Aコープ |
| 10日      | 米の館操業開始               | 於 米の館            |
| 14日      | 北海道土地連臨時総会            | 於 札幌市            |
| 16日      | 長沼町表彰審議委員会            | 於 役場             |
| 16日      | 北海道農協畑作・青果対策本部委員会     | 於 札幌市            |
| 21日      | FAMO長沼採用辞令交付(9/18付)   | 於 農協             |
| 24日      | 監事会                   | 於 農協             |
| 24日      | 職員採用試験(筆記)            | 於 農協             |
| 27日      | 無通告監査(子会社)            | 於 子会社            |
| 28~10月1日 | 内部監査(個人情報保護・情報セキュリティ) | 於 各部署            |
| 29日      | 長沼町農業団体連絡協議会総会(書面議決)  | 於 農協             |

### 10月

|      |                    |          |
|------|--------------------|----------|
| 1日   | 粃バラ施設運営協議会・自主検定委員会 | 於 農協     |
| 1日   | FAMO長沼採用辞令交付       | 於 農協     |
| 1日   | 職員採用試験(面接)         | 於 農協     |
| 4日   | 麦・大豆生産流通協議会 大豆委員会  | 於 農協     |
| 5日   | 学校給食用農産物贈呈         | 於 役場     |
| 6~8日 | 内部監査(子会社)          | 於 農協     |
| 11日  | 無通告監査(金融部)         | 於 農協     |
| 11日  | 種馬鈴しょ共選事業開始        | 於 共選場    |
| 12日  | 空知管内農協組合長会議        | 於 空知農業会館 |
| 13日  | FAMO長沼採用面接試験       | 於 農協     |
| 14日  | 農林中金総合研究所との意見交換    | 於 農協     |
| 18日  | 大豆受入開始             | 於 麦バラ施設  |
| 20日  | 理事会                | 於 農協     |

# 年賀状印刷 喪中はがき



承  
り  
中

Aコープながめ店 ☎88-2222  
Aコープ北長沼店 ☎89-2136



JA だより ながめま  
2021.11月号 No.333

〒069-1393 夕張郡長沼町銀座北1丁目5番19号  
発行/ながめま農業協同組合 営農部営農企画課  
TEL/0123-88-2232 FAX/0123-88-4113  
URL/http://www.ja-naganuma.or.jp